

青森県における「障がい」表記の取扱いに関する要領

令和6年3月22日

青森県健康福祉部

第1 趣旨

人やその状態を表す場合の「障害」の表記について、「害」の字が用いられることにより、障害がある方が負のイメージを持たれることを懸念する声がある。

このような負のイメージを和らげ、障害者の差別の解消や権利擁護の推進、虐待防止等に係る県民の理解促進に資するため、公文書等における「障害」を「障がい」と表記することを原則とする。

第2 表記の方法

県が新たに作成する公文書等（通知文書、施策の基本方針（計画等）、啓発資料等）において、「障害」という言葉が単語あるいは熟語として用いられ、前後の文脈から人や人の状態を表す場合は、「障がい」と表記することを基本とする。【別表1】

第3 適用の除外

以下の場合については、その用語の持つ意味が失われたり誤解される可能性があることから、「障がい」表記の適用を除外する。【別表2】

- ① 法令及び条例（これらに基づき定められた規則、訓令、告示等を含む）並びに青森県以外の団体等が定めた通知等の名称や、当該法令等に規定された用語を引用する場合
- ② 団体、施設等の固有名称を用いる場合
- ③ 医学用語や学術用語等の専門用語として用いる場合
- ④ 人や人の状態を表さない「障害」の場合
- ⑤ 著作物を引用する場合

第4 実施機関の範囲

知事部局とする。

他の執行機関へも、同様の取扱いをすることへの協力を求める。

第5 適用日

令和6年4月1日以降に作成する公文書等について適用する。

第6 所管

この要領は、健康福祉部障害福祉課において所管する。

【別表 1】

区分	種別	表記例
「障がい」表記	「障害」という用語が単語あるいは熟語として用いられ、前後の文脈から <u>人や人の状態を表す場合</u>	障害者→ <u>障がい者</u> 障害のある方(人)→ <u>障がいのある方(人)</u> 身体障害のある方(人)→ <u>身体障がいのある方(人)</u> 知的障害のある方(人)→ <u>知的障がいのある方(人)</u> 精神障害のある方(人)→ <u>精神障がいのある方(人)</u> 等

【別表 2】

区分	種別	適用除外の対象例
「障がい」表記の適用除外	① 法令及び条例（これらに基づき定められた規則、訓令、告示等を含む）並びに青森県以外の団体等が定めた通知等の名称や、当該法令等に規定された用語を引用する場合	○法令の名称 障害者基本法 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 等 ○条例の名称 青森県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例 青森県国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会開催基金条例 等 ○法令に規定された用語 障害者基本計画 身体障害者手帳 等 ○県以外の団体等が定めた通知等 全国障害者スポーツ大会開催基準要綱 等
	② 団体、施設等の固有名称を用いる場合	○団体の名称 青森県重症心身障害児(者)を守る会 等 ○施設の名称 国立身体障害者リハビリテーションセンター 等 ○その他 全国障害者スポーツ大会 等
	③ 医学用語や学術用語等の専門用語として用いる場合	じん臓機能障害 高次脳機能障害 広汎性発達障害 等
	④ 人や人の状態を表さない「障害」の場合	障害物 電波障害 等
	⑤ 著作物を引用する場合	(著作物に応じ)